

基本方針・重点課題・計画期間

- 1) 基本方針に「被害者がどの地域にいても同じ支援を受けられる」趣旨の文言を具体的に書き入れることに賛成する。「だれもが、必要なときに、必要な場所で、適切な支援を受けられる」等、具体的な文言を工夫していただきたい。
- 2) 基本方針の前文に、「犯罪防止（抑止）」の考え方を挿入することに賛成する。抑止の考え方は、骨子案全体に欠けている。確かに、基本計画は犯罪被害者等に対する施策であり、犯罪対策については「犯罪対策閣僚会議」等、別の枠組みがあるが、被害者対策と密接に関わることから、内閣府回答にあるように「犯罪をなくすための施策、取り組みと連携して」等の文言を挿入することは可能だと思う。
- 3) 基本方針の前文の検討 現在の前文は4つの基本方針を設定した事情を簡潔に記述しているが、理念的なものも多少加えてもいいのではないか。「犯罪抑止」等、基本方針に関して今回寄せられた多くは、これで処理できると思われる。
- 4) 前文を現行通り簡潔にするなら、4つの基本方針ごとに理念や考え方を簡潔に書くことは考えられないか（以前に、その趣旨で意見を求められた記憶があるが・・・）

重点課題

1. 損害賠償についての援助等（12条関係）

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度については、意見が割れている。広く国民的な合意を得るためにも、現行通り「我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で」「2年以内を目途に結論」でいいのではないか。

2. 日本司法支援センターによる支援

寄せられた意見にもあるように、その機能、業務内容等について、早急な情報開示が必要である。

推進体制

推進体制(3)ィ「ポータルサイトの構築・活用」について

この種の施策は大変有効であるが、どの被害者団体にも所属しない（又はしたくない）多くの被害者等、あるいはIT弱者への対策も常に念頭においていただきたい。超高齢化で、この種の犯罪被害者等が今後増えていくと思われる。